

広島県コロナ特例償還事務処理センターのご案内

令和6年1月

広島県コロナ特例償還事務処理センターは、生活福祉資金（コロナ特例貸付）の償還（返済）や免除等の手続きやお問い合わせに対応しています。

◆例えば、

- ・償還の免除について知りたい
- ・生活状況が苦しく、償還が難しい
- ・現在の償還している状況について知りたい
- ・引越しをしたので、必要な手続きは？
- ・結婚などで、名前が変わった場合の必要な手続きは？
- ・死亡した家族などへ、償還事務処理センターから封書が届いた場合は？

【お問い合わせ】

貸付金の償還（返済）や償還猶予、償還免除に関すること、各種変更手続き 等

電話番号 082-236-8272（平日9:00-17:00）

メールアドレス：coronatokurei@hiroshima-shoukan.jp

（広島県社会福祉協議会の業務委託により、アデコ株式会社が運営しています）

【申請書類等の提出先】

〒732-0816 広島市南区比治山本町12番2号 広島県社会福祉会館4階
「広島県コロナ特例償還事務処理センター」

広島県コロナ特例償還事務処理センターから、以下の案内を送付しています。

◆令和5年6月に「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金特例貸付に係る貸付金償還免除手続きのご案内」を送付しています。

◆令和5年10月に「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金（コロナ特例貸付）に係る償還開始の手続きのご案内」を送付しています。

◆本会ホームページのご案内

○随時、関連情報を更新しています。※QRコードを掲載。

広島県社会福祉協議会ホームページ

<https://www.hiroshima-fukushi.net/>



【広島県社協イメージキャラクター／ささえるぞう】